お知らせ❸

公益信託北海道開発国際交流基金 2027年度募集要項

公益信託北海道開発国際交流基金
受託者　三井住友信託銀行

1. 助成の目的

公益信託北海道開発国際交流基金（略称「開発トラスト」）は、北海道開発事業に係る国際交流、海外経済協力等の取組に対する助成を行い、もって国際化時代における北海道開発に携わる人材の育成及び北海道開発の推進に貢献することを目的とし、平成３年５月、財団法人北海道開発協会・北海道建設業信用保証株式会社の出捐（しゅつえん）により設定された公益信託です。当信託は、三井住友信託銀行が受託し、運営委員会の意見･勧告に基づき運営されています。

本基金が有効かつ効果的に活用され、広い視野をもった人材の育成と活発な国際交流展開の一助になることを期待し、北海道の経済交流・観光交流・人材育成などに資する事案の積極的な応募をお待ちしています。

2. 助成対象事業

２０２８年3月３１日までの期間に実施される以下の４つの事業を助成対象とします。

（1）派遣事業

北海道開発事業に関連し下記の目的で行われている国際交流にかかる費用の一部を助成します。

① 先進地域調査
② 経済協力・開発協力
③ 学術調査・研究
④ 海外の政府機関、国内外の教育機関又は研究機関及び北海道内の国際交流団体の実施する研修

（2）受入れ事業

海外から来日している地域開発に係る研修者・研修生を北海道に招聘（しょうへい）する際に必要な費用の一部を助成します。

（3）コンベンション事業

北海道内で開催される国際的なコンベンション事業に対して、必要な費用の一部を助成します。

（4）国際化資料作成事業

北海道の国際化に資する資料（定期的な刊行物を除く）の作成に必要な費用の一部を助成します。

3. 助成金額

総額 ３４０万円以内。

いずれの事業についても助成対象経費の２分の１以内とします。ただし、助成金の上限は、各事業ごとに以下のとおりです。団体による助成を受ける場合には、本公益信託の規定に基づき、指定団体として指定を受ける必要があります。詳しくは、受託者にお問い合わせください。

（1）派遣事業　　個人の場合は４０万円、団体の場合は１００万円
（2）受入れ事業　　個人の場合は１０万円、団体の場合は５０万円
（3）コンベンション事業　　１００万円
（4）国際化資料作成事業　　３０万円

4. 応募方法

申請書用紙は、三井住友信託銀行のホームページからダウンロードしてご応募ください。なお、開発トラストに関するＱ＆Ａ及び過去の実績一覧を併せて掲載しておりますので、申請の参考にしてください。
【URL:https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list#Cooperation-Exchange】

所定の申請用紙（団体の場合：様式２－１、個人の場合：様式２－２）に必要事項を記載し、事業ごとに指定された書類を添付してお申し込みください。また、提出された応募用紙は返却致しませんので、ご承知おきください。

※応募の際は、公益信託北海道開発国際交流基金助成金給付申請要領等を確認願います（以下URL）。
https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/entrustment/public/example/pdf/HokkaidoKaihatsu_a.pdf

5. 募集期間

２０２６年１１月１日（日）から２０２７年１月３１日（日）まで（当日消印有効）
※助成対象事業の実施期間は２０２８年３月末までといたします。

6. 選考及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、２０２７年３月下旬頃にその結果を文書にてお知らせします。ただし、審査の経緯等のお問い合わせには応じかねますので悪しからずご了承願います。

7. 実施報告及び助成金の給付

事業が完了後、事業完了報告を提出していただきます。この報告を受け、助成金を給付します。なお、事業完了報告書の内容は一般に公開する場合がありますのでご了承ください。

また、偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたり、目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還していただきます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574　東京都港区芝3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
北海道開発国際交流基金 申請口
TEL　03-5232-8910（受付：平日9時～17時）

申請書URL　https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list